

自己資本の構成に関する開示事項(平成26年3月期)

【三井住友信託銀行】

(単体・国際統一基準)

(単位:百万円、%)

項目		経過措置 による 不算入額	国際様式の 該当番号
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目			
普通株式に係る株主資本の額	1,648,729		1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	834,296		1a
うち、利益剰余金の額	845,004		2
うち、自己株式の額(△)	-		1c
うち、社外流出予定額(△)	30,571		26
うち、上記以外に該当するものの額	-		
普通株式に係る新株予約権の額	-		1b
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	48,598	194,393	3
経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-		
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)	1,697,328		6
普通株式等Tier1資本に係る調整項目			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	11,651	46,604	8+9
うち、のれんに係るものの額	-	-	8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	11,651	46,604	9
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	304	1,217	10
繰延ヘッジ損益の額	△ 311	△ 1,247	11
適格引当金不足額	20,390	81,561	12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	1,523	6,094	13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	14
前払年金費用の額	29,241	116,967	15
自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-	17
少数出資金融機関等の普通株式の額	6,292	25,168	18
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	19
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	20
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	22
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	23
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	24
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	25
その他Tier1資本不足額	-		27
普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ)	69,091		28
普通株式等Tier1資本			
普通株式等Tier1資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	1,628,236		29

その他Tier1資本に係る基礎項目				
その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額	-		31a	30
その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	-		31b	
その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	-		32	
特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	-			
適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額	269,000			33+35
経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	△ 0			
うち、為替換算調整勘定の額	△ 0			
その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (二)	268,999			36
その他Tier1資本に係る調整項目				
自己保有その他Tier1資本調達手段の額	-	-		37
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-		38
少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	4,564	18,256		39
その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-		40
経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	46,875			
うち、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	6,094			
うち、適格引当金不足額の50%相当額	40,780			
Tier2資本不足額	-			42
その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)	51,439			43
その他Tier1資本				
その他Tier1資本の額((二) - (ホ)) (ヘ)	217,560			44
Tier1資本				
Tier1資本の額((ハ) + (ヘ)) (ト)	1,845,796			45
Tier2資本に係る基礎項目				
Tier2資本調達手段に係る株主資本の額	-			46
Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額	-			
Tier2資本調達手段に係る負債の額	-			
特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	-			
適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額	686,327			47+49
一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額	-			50
うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	-			50a
うち、適格引当金Tier2算入額	-			50b
経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	134,739			
うち、その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額	132,731			
うち、土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	2,007			
Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)	821,066			51
Tier2資本に係る調整項目				
自己保有Tier2資本調達手段の額	-	-		52
意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	-		53
少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額	13,856	55,427		54
その他金融機関等のTier2資本調達手段の額	1,140	4,560		55
経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	50,563			
うち、金融機関等の資本調達手段の額の合計額	9,782			
うち、適格引当金不足額の50%相当額	40,780			
Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)	65,560			57
Tier2資本				
Tier2資本の額((チ) - (リ)) (ヌ)	755,506			58
総自己資本				
総自己資本の額((ト) + (ヌ)) (ル)	2,601,302			59

リスク・アセット			
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	297,906		
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	46,604		
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	1,217		
うち、前払年金費用の額	116,967		
うち、自己保有資本調達手段の額	-		
うち、金融機関等の資本調達手段の額	133,115		
リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	18,614,784		60
自己資本比率			
普通株式等Tier1比率((ハ)／(ヲ))	8.74%		61
Tier1比率 ((ト)／(ヲ))	9.91%		62
総自己資本比率((ル)／(ヲ))	13.97%		63
調整項目に係る参考事項			
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	157,770		72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	34,977		73
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-		74
繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	45,954		75
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項			
一般貸倒引当金の額	-		76
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	3,539		77
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		78
適格引当金に係るTier2資本算入上限額	100,199		79
資本調達手段に係る経過措置に関する事項			
適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額	311,200		82
適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		83
適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	686,327		84
適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	74,956		85